

令和7年度 「三重県応援ファンド」による車両寄贈 募集要領

三重県子ども・福祉部

1 趣 旨

障がい児者が障がい福祉サービスを利用するにあたり、その移動等に使用する福祉用車両の寄贈を行うものです。

2 応募対象施設

実施基準日において、次に該当する施設とします。

- ・経営主体が社会福祉法人である三重県内の障がい児者施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律または児童福祉法に基づく下記の事業を実施する施設（公設施設は除く）

〔生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス〕

3 応募方法

車両寄贈を希望する施設は、別添「申込書」に参考資料（販売会社の作成した希望車種の見積書、カタログの写し）を添付のうえ、令和7年10月24日（金）【必着】までに、下記12の申込書提出先まで提出してください。

なお、受付段階で、応募書類に不備がある場合には、選考対象となりませんのでご了承ください。

4 実施基準日

令和7年10月1日

5 寄贈車両の要件等

- ・今回寄贈する車両は「福祉用車両」とし、1台あたり諸経費込みで、300万円を上限としています。
- ・車両には、寄贈名「三重県応援ファンド」を表記します。
- ・寄贈する車両は、標準的な福祉用車両（車椅子用スロープがあるなど）となります。また、付属品、オプション装着品は福祉目的に使用するにあたって必要最小限のものとなります。
- ・車両の色はご希望に添えない場合があります。

6 寄贈予定台数

1台程度

7 寄贈先の決定方法

応募のあった施設の中から三重県子ども・福祉部の選定会議により寄贈先候補施設を推薦し、「三重県応援ファンド」主催者側の選定により寄贈先が決定されます。

8 選定基準

福祉用車両の使用目的や必要性・緊急性等について、以下の観点で選定します。

また、三重県が行った監査の直近3か年の結果を参考とします。

(1) 応募内容について

- ・ 申請施設における車両の使用目的は適切か。
- ・ 施設での使用目的に適した車両であるか。

(2) 応募施設における車両の必要性・緊急性

- ・ 車両導入の妥当性はどうか。
- ・ 現在の車両保有状況はどうか。
- ・ 直近の車両寄贈歴（他の民間事業者等からの寄贈を含む。）はどうか。

(3) 見積金額の妥当性

- ・ 寄贈の趣旨を踏まえた車両の仕様となっているか。
- ・ 不必要な付属品を含んでいないか。
- ・ 見積金額の積算が適正に行われているか。

9 選定結果

選定結果は申込者に連絡するとともに、選定された寄贈先は公表します。

なお、選定されなかった施設への連絡は行いません。

10 寄贈方法

車両寄贈決定後、「三重県応援ファンド」主催者側、寄贈を受ける施設及び販売店との間で、寄贈車両の仕様等について調整を行い、「三重県応援ファンド」主催者側において車両を調達のうえ、納車日等を調整し、寄贈されます。

※ ここにいう「販売店」とは、「三重県応援ファンド」主催者側が指定する販売店であり、申込みにあたって施設が見積等を徴収した販売店とは異なる場合があります。

11 その他

車両寄贈が決定した施設の施設長等においては、必ず令和7年12月11日（木）に県庁にて行われる予定の贈呈式への出席をお願いします。

※ 寄贈先施設の公表は行いますが、目録の受領は三重県が代表して行う予定です。

12 申込書提出先（問い合わせ先）

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部障がい福祉課社会参加班 谷

TEL：059-224-2274 FAX：059-228-2085